

平成 27 年 12 月 14 日
日本経済団体連合会
マイナンバー制度開始説明会資料

マイナンバー制度の概要と税務について

国税庁

社会保障・税番号制度の導入に向けて必要な準備作業



企業においては、税務関係書類への番号記載のため、従業員等の個人番号を収集するとともに、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を適正に取扱うため、①社内規定の見直し(基本方針、取扱規程等)、②システム対応(既存システムの改修等)、③安全管理措置(組織体制の整備等)、④従業員研修などを行う必要があります。

	平成27年	平成28年	平成29年
企業の主なイベント (4月入社3月退社の場合)		▼定年退職(3月) ▼新入社員の入社(4月) ↔ 年末年始のアルバイト ▼平成28年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月)	▼平成29年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月)
税務関係書類の提出時期		▼退職所得の源泉徴収票提出(4月) ※翌年1月末にまとめて提出してもよい。	▼給与所得の源泉徴収票提出(1月)
源泉徴収票の従業員への交付		番号無 番号無	番号無
従業員の個人番号取得時期		事前の取得も可能(※) 退職者の番号 従業員の番号 新入社員の番号	
制度開始に向けた準備	・社内規定の見直し ・システム対応 ・安全管理措置 (※)		従業員研修

税務署に提出する源泉徴収票には個人番号を記載する必要がありますが、本人に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。

(※) 平成28年1月1日以前であっても、源泉徴収票等の提出のための準備として、あらかじめ個人番号を収集することは可能とされています。(その手段として扶養控除等申告書への個人番号の記載を求めることも可)ただし、その場合には、個人番号を収集するまでに社内規定の見直し等を行う必要があります。

税務署に提出する申告書や法定調書への番号記載時期は、以下のとおりです。



税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年の途中で出国⇒出国の時まで ○ 年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○ 新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	<p>（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで</p> <p>（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内（税務署への提出に当たっては、年の途中で退職した方の分も含めて、翌年1月末（平成29年1月31日）までに提出しても差し支えありません。）
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○ 平成28年中から提出

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

なお、平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成28年1月以降も、本人に交付する源泉徴収票や支払通知書などへの個人番号の記載は、行わないこととされました。

【参考】

所得税法上、従業員が平成28年1月1日以降に企業へ提出する扶養控除等申告書から、個人番号が記載されることとなります。

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！



平成27年10月2日
所得税法施行規則等の改正

平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

※ 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類

(給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。)

- ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
 - ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
 - ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
 - ・ 特定口座年間取引報告書
 - ・ 未成年者口座年間取引報告書
 - ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ※未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

平成28年分の給与所得の源泉徴収票について



給与支払報告書

源泉徴収票 (税務署提出用)

※税務署提出用には、16歳未満の扶養親族等（「(摘要)」に記載された配偶者特別控除の対象となる配偶者を含みます。）の個人番号は記載しません。

源泉徴収票 (受給者交付用)

※受給者交付用には、個人番号（支払者の法人番号を含みます。）は、一切記載しません。

平成28年分の給与所得の源泉徴収票について (続き)



控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合や配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合の記載例

【事例】

- (1)国税 花子：配偶者特別控除の対象となる配偶者、個人番号：678901234567
- (2)国税 春男：5人目の控除対象扶養親族、個人番号：789012345678
- (3)国税 夏男：5人目の16歳未満の扶養親族かつ国外居住親族(非居住者)、個人番号：890123456789

給与支払報告書

【備考】	
(1)国税 花子(配特) (2)国税 春男 (3)国税 夏男(年少)(非居住者)	
控除対象扶養親族	4人目までの記載あり
16歳未満の扶養親族	4人目までの記載あり
個人番号	(2)789012345678

源泉徴収票 (税務署提出用)

【備考】	
(1)国税 花子(配特) (2)国税 春男 (3)国税 夏男(年少)(非居住者)	
控除対象扶養親族	4人目までの記載あり
16歳未満の扶養親族	4人目までの記載あり
個人番号	(2)789012345678

源泉徴収票 (受給者交付用)

【備考】	
(1)国税 花子(配特) (2)国税 春男 (3)国税 夏男(年少)(非居住者)	
控除対象扶養親族	4人目までの記載あり
16歳未満の扶養親族	4人目までの記載あり

・上段には、控除対象扶養親族の個人番号を記載します。
 ・下段には、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び16歳未満の扶養親族の個人番号を記載します。

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

(2)789012345678

5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号

(1)678901234567
(3)890123456789

控除対象扶養親族の個人番号のみを記載します。

(備考)

(2)789012345678

何も記載しません。

法定調書に関する質問



質問 1 税法上、本人交付義務のない支払調書について、支払内容の確認などのために、個人番号が記載された支払調書の写しを本人に交付してもよいですか。

国税分野におけるFAQ（国税庁ホームページ）「法定調書に関するFAQ」

Q1-1 本人へ交付する源泉徴収票や支払調書へ番号を記載してよいですか。

A1-1 税法上、本人に対して交付義務のある源泉徴収票や支払通知書等について、個人番号（給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票については、支払者の法人番号を含む。）の記載は不要です。

なお、税法上、本人に対して交付義務のない法定調書についても、支払内容の確認などのために本人に対してその写しを交付する場合がありますが、そのような行為は、個人番号関係事務に該当しないことから、番号法第19条の特定個人情報の提供の制限を受けることとなるため、本人及び支払者等の個人番号を記載することはできません。

(参考)

当初、従業員に交付する源泉徴収票等には、その従業員の個人番号を記載することとなっていましたが、平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

法定調書に関する質問



質問2 支払調書の控えには保存義務が課されていませんが、支払調書の作成・提出後個人番号が記載された支払調書の控えを保管することができますか。

平成26年12月11日 特定個人情報保護委員会事務局 公表
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」抜粋

第4-3-(3) 収集・保管制限 B 保管制限と廃棄

・・・それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

(参考) ガイドラインに関するQ&A Q6-4-2

【特定個人情報保護委員会平成27年4月17日更新】

Q6-4-2 支払調書の控えには保存義務が課されていませんが、支払調書の作成・提出後個人番号が記載された支払調書の控えを保管することができますか。

A6-4-2 (前略)

支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長も7年であると考えられます。(平成27年4月追加)

国税分野におけるFAQ（国税庁HP）

～ 個人番号の提供を受けられない場合 ～



「法定調書に関するFAQ」Q1-3

従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

Point

①

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

Point

②

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

Point

③

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。



税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

(例) 番号制度導入前

番号制度導入後

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます。

主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

扶養控除等申告書に関する質問①

質問 1 扶養控除等申告書には、いつから従業員等の個人番号を記載してもらう必要がありますか。

扶養控除等申告書は平成28年1月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してもらう必要があります。

平成28年分の扶養控除等申告書

平成27年12月に提出



平成28年分
扶養控除等
申告書



個人番号の記載は
任意です。

平成28年1月に提出



平成28年分
扶養控除等
申告書



個人番号を必ず
記載してください。

扶養控除等申告書に関する質問②

質問 2 平成27年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合、従業員に個人番号を記載してもらってもよいですか。

平成27年中に「平成28年分の給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受ける場合であっても、平成28年分の給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）に記載するために、従業員等に個人番号の記載を求めても差し支えありません。

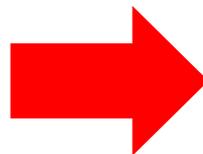
平成28年分の扶養控除等申告書

平成27年12月に提出

個人番号を記載して提出しよう。



平成28年分
扶養控除等
申告書

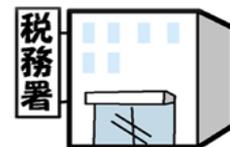


平成29年1月末

扶養控除等申告書に記載された個人番号を源泉徴収票に記載して提出しよう。



平成28年分
給与所得の
源泉徴収票



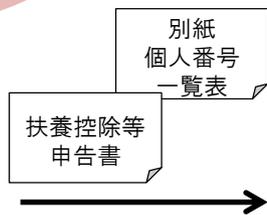
扶養控除等申告書に関する質問③

質問 3 扶養控除等申告書を2枚（個人番号の記載のないものと、個人番号のみ記載したもの）に分けて提出を受けてもよいですか。

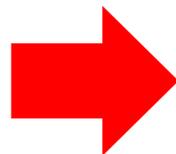
扶養控除等申告書の様式については、法令で定められているものではないため、法定記載事項を充足していれば、その記載内容を複数枚に分割して提出することも可能です。

ただし、それぞれの用紙を紐付けるための措置を講ずるなど一体の申告書として管理できるよう手当願います。

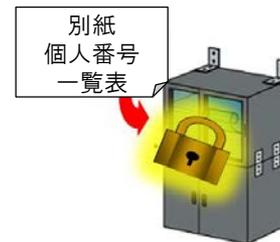
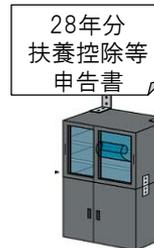
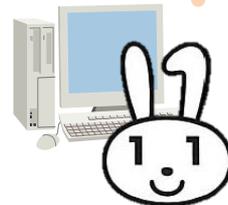
扶養控除等申告書を提出します。個人番号は別紙のとおりです。



すぐにシステムに入力しなきゃ。



入力が終わったぞ。扶養控除等申告書は手元に置いて、個人番号一覧表は厳重に保管しよう。



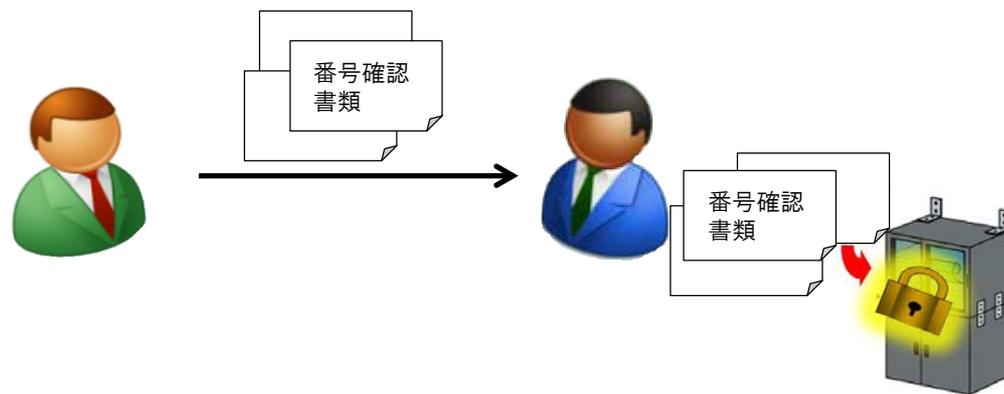
扶養控除等申告書に関する質問④

質問 4 扶養控除等申告書作成において、社員が入力した扶養者の個人番号の記入ミスを発見するため、その扶養者の番号確認書類を会社が入手してもよいですか。

個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。

なお、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

(特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン(事業者編)に関するQ&A6-2-2)



その他の質問

質問 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

クラウドサービスや保守サービスが委託に該当するのは、「サービス事業者がその契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうか」が判断基準となります。そのサービス事業者がその電子データを取り扱わない場合には、番号法上の委託には該当しません。

なお、契約条項に、そのサービス事業者がその電子データを取り扱わない旨を定め、適切にアクセス制御を行っていることを盛り込んでおくことが考えられます。

(特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に関するQ&A 3 - 12)

法人には法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



ポイント!
1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。



ポイント!
登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表します。



ポイント!
法人番号はどなたでも
自由に利用可能

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

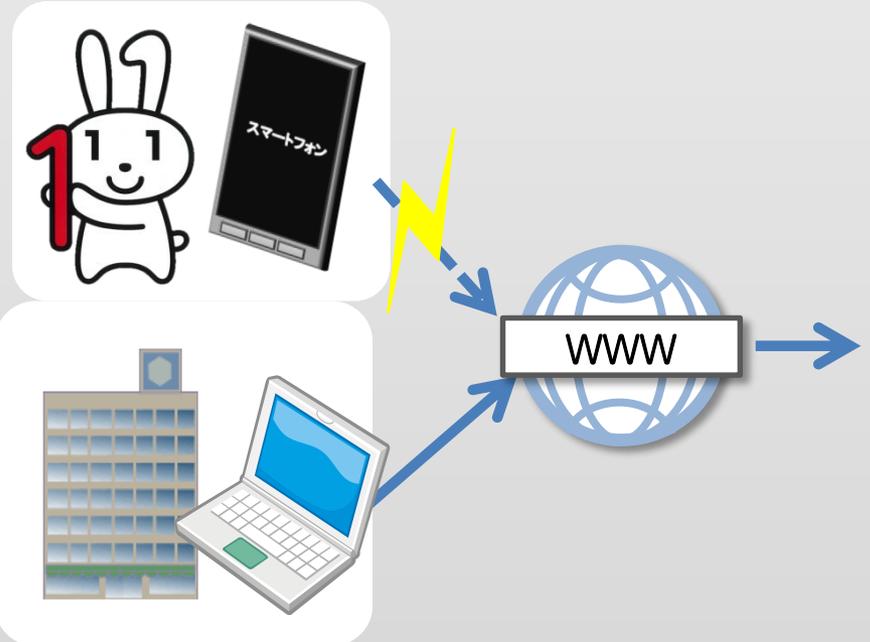
国税庁法人番号公表サイトの特徴

10月5日開設!

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



- ### 検索機能
- あいまい検索
 - 絞り込み検索
 - 五十音順、都道府県別の並び替え

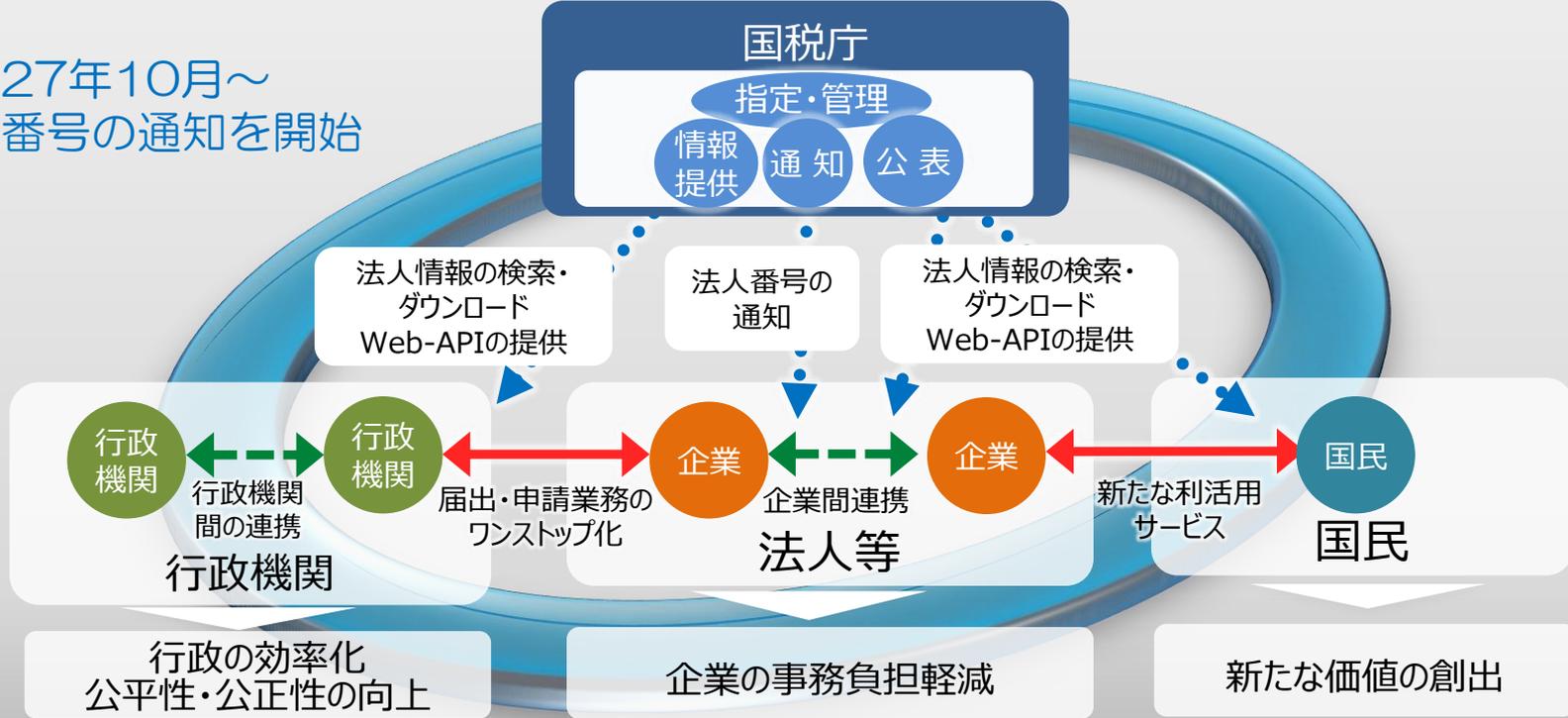
- ### データダウンロード機能
- 月末時点のすべての最新情報
 - 日次の更新情報
 - データ形式はCSV、XML

- ### Web-API機能
- 企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、
 国税庁HPのトップページの  をクリック。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

平成27年10月～
法人番号の通知を開始



法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

わかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

つながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

ひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

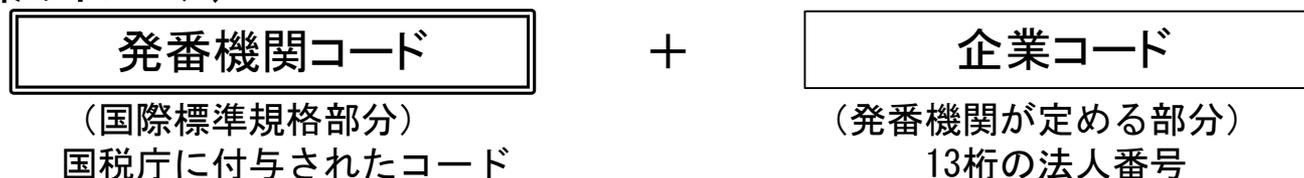
国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・ 企業コードのメンテナンス (商号・所在地等の変更) 負荷の低減
- ・ 企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・ 入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・ 企業間取引 (電子商取引) における企業コードとしての利用
- ・ 電子タグなどの自動認識メディア (非接触技術を用いたICチップ) の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

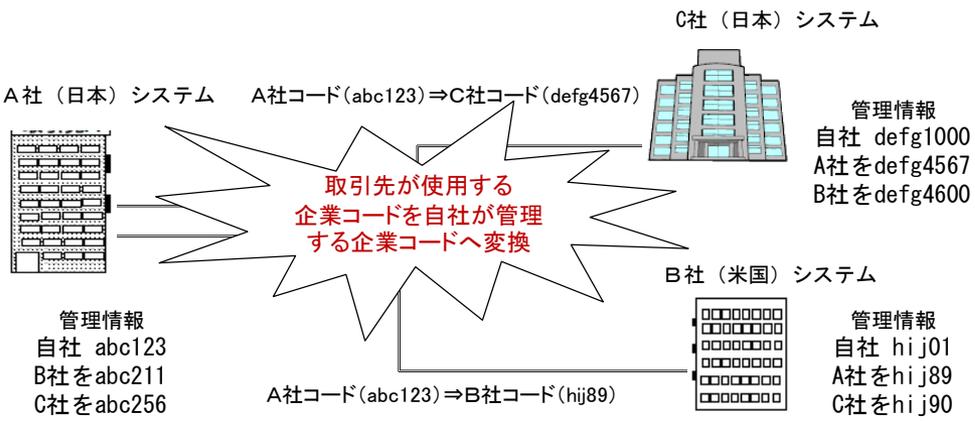
- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

○ 発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連が運営 ・ 電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 <div data-bbox="343 918 826 1160" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成29年10月から第6次NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)稼働に併せて、輸出入申告等においては、原則として、輸出入者符号の欄には、「法人番号」を記載(入力)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化機構(ISO)が運営 ・ 電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化機構(ISO)が運営 ・ 商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・ 電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関コード	402	0188	TAJ

○ 発番機関コード付法人番号の利用イメージ

1 電子商取引(EDI:Electronic Data Interchange)での活用例(データ通信における発信者・受信者の識別)



法人番号の活用が進めば!

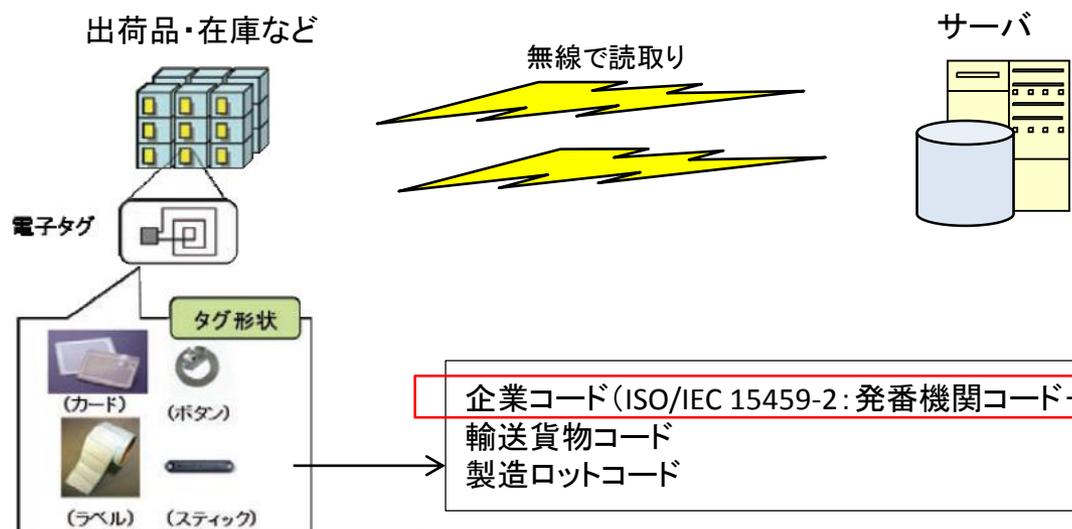


取引先A社(abc123) ※取引先A社の独自コード
(発注内容、TEL……)

取引先A社(ISO/IEC 6523-2:発番機関コード+法人番号)
(発注内容、TEL……)

※「業界標準EDI～現状と動向～」平成23年3月発行 財団法人日本情報処理開発協会を基に国税庁で作成

2 電子タグ(RFID:Radio Frequency Identification)の活用例(モノの識別)



統一された企業コード
(ISOの規約上、共通の企業
コードを書き込む必要。)

※「RFID利用による情報ネットワークの適用範囲の拡大調査研究報告書—電子タグ導入における先進事例研究—」2010年3月発行 財団法人流通システム開発センターを基に国税庁で作成

国税庁ホームページの御案内

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY 本文へ | サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

- ▶ 新着情報
- ▶ 訪問者別に調べる
- ▶ 税目別に調べる
 - 所得税 法人税
 - 源泉所得税 消費税
 - 譲渡所得 印紙税
 - 相続税 酒税
 - 贈与税
- ▶ パンフレット・手引き
- ▶ 税法・通達等・質疑応答事例
- ▶ 申請・届出様式
- ▶ タックスアンサー(よくある税の質問)
- ▶ 確定申告書等作成コーナー
- ▶ 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

税理士の方へのお知らせ

国税局・税務署を調べる

札幌 | 仙台 | 関東信越 | 東京 | 金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

あなたにも、マイナンバー。はじまります。



- 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません
- 税務職員が金融機関のATMの操作を求めたり、口座を指定して振込みを求めることはありません

トピックス

- ▶ 平成27年9月関東・東北豪雨に伴う被災者の一部が地域における国税の申告期限等の延長について
- ▶ 国税庁からの連絡を
- ▶ 台風18号の影響による
- ▶ 台風18号の影響による
- ▶ 災害(地震、風水害)
- ▶ 福島県下12市町村に
- ▶ 法人番号の「通知・公
- ▶ 登録国外事業者名簿
- ▶ 競馬の馬券の払戻金

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY 本文へ | サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

- ▶ 新着情報
- ▶ 訪問者別に調べる
- ▶ 税目別に調べる
 - 所得税 法人税
 - 源泉所得税 消費税
 - 譲渡所得 印紙税
 - 相続税 酒税
 - 贈与税
- ▶ パンフレット・手引き
- ▶ 税法・通達等・質疑応答事例
- ▶ 申請・届出様式
- ▶ タックスアンサー(よくある税の質問)
- ▶ 確定申告書等作成コーナー
- ▶ 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

ホーム > 調達・その他の情報 > お知らせ > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。国税における番号制度に関する情報を次の3つのボタンで案内しています。

国税の番号制度に関する情報

国税の手続きでも、マイナンバーが必要です▶▶▶

法人番号について

法人番号でわかる。つながる。ひろがる。▶▶▶

番号制度について知りたい方へ

政府広報特集ページへ移動します▶▶▶

事業をされている方や番号を取扱う方に、国税のマイナンバーに関する情報を掲載しています。

法人番号の制度概要や公表方法など、法人番号に関する最新情報を掲載しています。

番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。

申告書の提出方法
申告書の提出方法
申告書の提出方法

「Kampai」 to the world.
【日本産酒類の輸出支援】

国税庁概要・採用

- ▶ 国税庁の紹介
- ▶ 採用案内



ご清聴ありがとうございました。